

財務省告示第三十四号

四

条件等を次のとおり告示する。
平成十五年一月三十日に発行する利付国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成十五年一月二十八日

財務大臣 塩川 正十郎

利付国庫債券（十年）（第二百四十九回）
十国債整理基金特別会計法（明治三十六号）第五条第一項

方引のを本国銀行等の振替に付ける。三十一年法律第六号（昭和五十七年五月回）
利付国庫債券（十年）（第二百四十九回）
十国債整理基金特別会計法（明治三十六号）第五条第一項

振替に付ける。三十一年法律第六号（昭和五十七年五月回）
利付国庫債券（十年）（第二百四十九回）
十国債整理基金特別会計法（明治三十六号）第五条第一項

（一）年額平整記振替
額 ○面成数載替
に国債に加え
金額五百元
年金額一百円
記録定め
に月ににつき
により最き
る百日も低
のとす金額
面口座簿の
算金

払發行方法
最低額面金
替單位金
振額面金
最額額

募發行方法
の經利集
払過の行
込利価
み子率格日

るする出し期た日金額を第十九号に規定す。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{41}{365}$$

平成十五年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただしきは、支払期に當たるときへ以下、
その銀行為休業日にに支払うと、規定期に同じである。
翌営業日にに支払うと、規定期に同じである。

額面金額 × $\frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期における利子を支払う。
て、その日以前六月間に属する額面金額百円につき百円
平成二十四年十二月二十日

十三 初期利子

初期利子

十四 第二期以

十六十五
償還期限

十九十八十七

払募払元
込集場利
期期所金
日間支

平年平日本銀行
成一成
十月十五
年十年
一四一
月日月
三まで日
日から平成十五